

平成18年4月28日

各 位

会社名： 株式会社トプコン  
代表者名： 取締役社長 鈴木 浩 二  
(コード番号 7732 東証・大証第一部)  
問合せ先： 総務・経理グループ統括  
取締役兼専務執行役員  
沖 田 和 夫  
電 話： 03(3558)2536

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年4月28日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第113期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について附議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 定款変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)が施行されたことなどに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

会社法では、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を設置する場合は、定款に定めを必要とするため、新定款に第4条および第35条ならびに第36条として新設するものであります。

会社法では、株券を発行する場合は、定款に定めを必要とするため、新定款に第7条として新設するものであります。

株式事務の例示を整理するとともに、株式に係る手数料の根拠が「株式取扱規則」にあることを明示するため、現行定款の第9条に所要の変更を加え、新定款の第11条とするものであります。

定時株主総会の議決権の基準日に関する規定に所要の変更を加え、現行定款第10条から新定款の第13条へ移設するものであります。

会社法では、株主総会の代理人の人数の制限につき定款で定めることができるた

め、現行定款第14条に所要の変更を加え、新定款の第16条とするものであります。

会社法では、株主総会議事録への議長および出席取締役の記名押印義務がなくなりましたため、現行定款の第15条に所要の変更を加え、新定款の第17条とするものであります。

会社法では、定款に定めをおくことで、株主総会招集通知の添付書類の一部および連結計算書類を、インターネットを利用する方法で開示することができるため、新定款に第18条として新設するものであります。

会社法では、監査役会と会計監査人を設置する株式会社が、定款に定めをおき、かつ取締役の任期が1年である場合には、剰余金の配当を株主総会の決議によらず、取締役会の決議により行えるため、その旨を新定款に第38条として定めるものであります。

会社法では、期末の基準日以外にも、剰余金配当に係る基準日を設定することができるため、現行定款の第33条および同第34条に所要の変更を加え、新定款の第39条とするものであります。

現行定款の第5条、第6条、第7条、第8条、第13条、第17条、第18条、第19条、第20条、第23条、第24条、第27条、第28条、第31条、第32条および第35条に、用語および引用条文等について所要の変更を加え、新定款の第6条、第8条、第9条、第10条、第15条、第20条、第21条、第22条、第23条、第26条、第27条、第30条、第31条、第34条、第37条および第40条とするものであります。

条項の新設等により、一部の条番号の変更（線下）を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 当社は株式会社トプコンと称する。 英文では、TOPCON CORPORATIONと表示する。	(変更なし)
第2条 当社は本店を東京都板橋区に置く。	(変更なし)

<p>第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 光学機械器具、計測機器、医科用機械器具、電気機器、眼鏡、その他精密機械器具の製品および部品・附属品類ならびに関連ソフトウェア等の製造および売買、リース、レンタルならびに輸出入</li> <li>2. 前号の目的遂行のため必要とする事業の経営および必要とする事業に対する投融資</li> <li>3. 前各号に附帯または関連する一切の業務</li> </ol> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(変更なし)</p> <p>第4条 <u>当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>取締役会</u></li> <li>(2) <u>監査役</u></li> <li>(3) <u>監査役会</u></li> <li>(4) <u>会計監査人</u></li> </ol>
<p>第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。ただし、災害その他の理由により当該新聞に掲載できないときは官報に掲載する。</p>	<p>第5条 (変更なし)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>
<p>第5条 当社の発行する株式の総数は、1億6,000万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第6条 当社の発行可能株式総数は、1億6,000万株とする。</p> <p>第7条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u>の定めにより、取締役会の決議をもって<u>自己株式</u>を買い受けることができる。</p>	<p>第8条 当社は<u>会社法第165条第2項</u>の定めにより、取締役会の決議をもって自己の株式を<u>取得</u>することができる。</p>
<p>第7条 当社の<u>1単元の株式</u>の数は、100株とする。 当社は<u>1単元の株式に満たない株式</u>(以下単元未満株式という。)に<u>係わる株券</u>を発行しない。ただし、取締役会の定める株式取扱規則の定</p>	<p>第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。 当社は<u>第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式</u>(以下単元未満株式という。)に<u>係る株券</u>を発行しない。ただし、取締</p>

<p>めるところについてはこの限りでない。</p> <p>第8条 当社は株式につき<u>名義書換代理人</u>を置く。  <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し、これを公告する。</u>  <u>当社の株主名簿および実質株主名簿（以下株主名簿等という。）ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人において取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第9条 <u>株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第10条 当社は毎決算期最終の株主名簿等に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その期の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。  前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、一定の日時現在の株主名簿等に記載または記録されている株主または登録質権者をもって、その権利を行使できる株主または質権者とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条 定時株主総会は毎年6月に招集する。  臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>役会の定める株式取扱規則の定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>第10条 当社は株式につき<u>株主名簿管理人</u>を置く。  <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め、これを公告する。</u>  <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第11条 <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 （変更なし）</p> <p>第13条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u>  <u>前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公</u></p>
---	---

<p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 取締役社長が事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順位により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、<u>出席株主の議決権の過半数</u>をもって行う。  <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>第15条 <u>株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印して当会社に保存する。</u>  (新設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第16条 取締役は17名以内とする。</p> <p>第17条 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数</u>をもって行う。</p>	<p><u>告のうえ、臨時株主総会の議決権の基準日を定めることができる。</u></p> <p>第14条 (変更なし)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u>をもって行う。  <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>第17条 <u>株主総会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載して当会社に保存する。</u></p> <p>第18条 <u>当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (変更なし)</p> <p>第20条 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数</u>をもって行</p>
--	--

<p>取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、<u>就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>第 19 条 <u>代表取締役は取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p>第 20 条 取締役会の決議をもって取締役社長を定める。また、業務上の都合により取締役会長を定めることができる。</p> <p>第 21 条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、会日の 3 日前に各取締役および各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>第 22 条 取締役会の議長は、取締役会長を定めたときは、取締役会長がこれにあたる。取締役会長が欠員または事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</p> <p>第 24 条 取締役の報酬および退職慰労金は、<u>株主総会でこれを定める。</u></p> <p>第 25 条 取締役会の決議をもって相談役を置くことができる。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 26 条 監査役は 4 名以内とする。</p> <p>第 27 条 監査役の選任決議は、総株主の議</p>	<p>う。</p> <p>取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>第22条 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>第23条 取締役会は、<u>その決議によって取締役社長を定める。また、業務上の都合により取締役会長を定めることができる。</u></p> <p>第24条 (変更なし)</p> <p>第25条 (変更なし)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第27条 取締役の報酬、<u>賞与其他職務の執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下報酬等という。)</u>は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第28条 (変更なし)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第29条 (変更なし)</p> <p>第30条 監査役の選任決議は、議決権を行</p>
--	--

<p>決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会</u>終結の時までとする。 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任監査役の任期の満了すべき時まで</u>とする。</p> <p>第29条 監査役会は、各監査役がこれを招集し、会日の3日前に各監査役はその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>第31条 監査役の報酬および退職慰労金は、<u>株主総会でこれを定める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第32条 <u>当会社の決算期は毎年3月31日とする。</u></p>	<p><u>使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</u>までとする。 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>第32条 (変更なし)</p> <p>第33条 (変更なし)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第35条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>第36条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</u>までとする。 <u>前項の定時総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>第7章 計算</p> <p>第37条 <u>当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。</u></p>
---	---

<p>(新 設)</p> <p>第 33 条 <u>利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払うものとする。</u></p> <p>第 34 条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配をすることができる。</u></p> <p>第 35 条 <u>利益配当金または前条の分配金が、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免かれるものとする。</u></p>	<p>第38条 <u>当社は剰余金の配当等、会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める。</u></p> <p>第39条 <u>当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。</u>  <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 3 0 日とする。</u>  <u>前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第40条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免かれるものとする。</u></p>
--	---

注) 上記変更案は、平成 18 年 4 月 28 日開催の取締役会で決議した内容ですが、本年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会に上程する際には、文言等の修正を行う場合があります。

### 3. 日 程

定款変更議案決定取締役会	平成 18 年 4 月 28 日 (金)
定時株主総会開催予定日	平成 18 年 6 月 29 日 (木)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 29 日 (木)

以 上